

令和5年第11回農業委員会総会議事録

開催 日時	令和5年11月28日	自 15時22分 至 15時53分																																								
場所	壮瞥町役場 大会議室																																									
出席 状況	<p>出席委員</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">委員</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 5%;">番</td> <td style="width: 15%;">毛利</td> <td style="width: 15%;">文康</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>2</td> <td>番</td> <td>堀口</td> <td>英男</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>3</td> <td>番</td> <td>畠山</td> <td>恵美子</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>4</td> <td>番</td> <td>岩倉</td> <td>賢一</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>5</td> <td>番</td> <td>木村</td> <td>大作</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>6</td> <td>番</td> <td>佐藤</td> <td>慶太</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>7</td> <td>番</td> <td>松本</td> <td>敏春</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>8</td> <td>番</td> <td>清水</td> <td>俊一</td> </tr> </table> <p>欠席委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長 齋藤 誠 士 ・課長補佐 篠原 賢 司 ・主 事 山 田 和 樹 		委員	1	番	毛利	文康	委員	2	番	堀口	英男	委員	3	番	畠山	恵美子	委員	4	番	岩倉	賢一	委員	5	番	木村	大作	委員	6	番	佐藤	慶太	委員	7	番	松本	敏春	委員	8	番	清水	俊一
委員	1	番	毛利	文康																																						
委員	2	番	堀口	英男																																						
委員	3	番	畠山	恵美子																																						
委員	4	番	岩倉	賢一																																						
委員	5	番	木村	大作																																						
委員	6	番	佐藤	慶太																																						
委員	7	番	松本	敏春																																						
委員	8	番	清水	俊一																																						
議事 日程	<p>議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 土地現況証明願いについて</p> <p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請書について</p>																																									
備 考	<p>議長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">委員</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">番</td> <td style="width: 15%;">堀口</td> <td style="width: 15%;">英男</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>3</td> <td>番</td> <td>畠山</td> <td>恵美子</td> </tr> </table>		委員	2	番	堀口	英男	委員	3	番	畠山	恵美子																														
委員	2	番	堀口	英男																																						
委員	3	番	畠山	恵美子																																						

議 事 録

・会長挨拶の後、令和5年第11回農業委員会総会を宣し、日程第1議事録署名委員2名を指定し、日程第2会期の決定をした後、日程第3事務報告を読み上げた。

議長 清水 俊一

日程第4の内、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

・議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明。

1 土地の所在 壮瞥町字●●●●

地目 公簿 ● 現況 ●

地積 ●●●m² 計●●●m²

区分 民地

種地区分 第1種農地

目的 農産物処理加工施設及び付帯する通路（太陽光発電施設）の設置

転用計画の内容	農産物処理加工施設	1棟	●●●m ²
	通路		●●●m ²
	(太陽光発電施設)	1式	●●●m ²
	合計		●●●m ²
	(合計		●●●m ²)

転用者 ●●●●

申請理由 生産した農産物を自社で加工するため、農産物処理加工施設と付帯する通路を設置する。（なお、太陽光発電施設については、農産物処理加工施設の屋根の上に設置する。）

番号1について補足説明をいたします。

議案の後ろに転用箇所を図面を、資料の方に農産物処理加工施設のプレハブの写真と太陽光発電施設を図面を添付しておりますので、併せてご覧ください。

この申請は、●月の農業委員会総会時に届出、報告いたしました、●●●にある農産物処理加工施設のプレハブの屋根部分に太陽光発電施設を設置するもので、当該地は農業振興地域の白地で、農地区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域にある農地のため、第1種農地となり

ますが、第1種農地は原則転用はできないため、北海道農業会議に相談したところ、第1種農地でも「農畜産物処理加工施設」であれば農地法第4条での転用は可能であり、面積が30a（3,000㎡）以内であれば農業会議への意見聴取の対象から除外でき、農地法第33条の「代替性の検討」も不要との回答を得ております。

この際農業会議からは、農地法第4条の申請はあくまで農産物処理加工施設であり、太陽光発電施設単独では転用許可は下りないですが、今回の案件は、農産物処理加工施設の屋根の上に太陽光発電施設を設置するため、太陽光発電施設の床面積（●●●㎡）は農産物処理加工施設の床面積（●●●㎡）を超えないことから、申請書には農産物処理加工施設と付帯する通路とし、太陽光発電施設部分は括弧書きで記載するよう助言をいただいております。

事業費は●●●万円で全額金融機関からの融資で賄うことになっており、金融機関からの融資可能証明書も申請書類に添付されており、資金面での問題はございません。

今回は、農業会議への意見聴取対象から除外できるとの事ですので、意見聴取は行わず農地法第4条の許可を与えることについて、審議していただきたいと思っております。説明は以上です。

議長 清水 俊一

ただいま事務局長が説明いたしました、農地法第4条の規定による許可申請については、現地調査を行って決定するものですが、先程全員で現地を確認しておりますので、農地法第4条の規定による許可申請についてご意見、ご質問を受けたいと思っております。質問、ご意見ございませんか。

————— 「ありません」という声あり —————

特に発言がなければ、農地法第4条の規定による許可申請については農業会議への意見聴取は行わず、農地法第4条の許可を与えることにご異議ございませんか。

————— 「異議なし」という声あり —————

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に日程第4の内、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

・議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明。

1 土地の所在 壮警町字●●●●

地目 公簿 ● 現況 ●

地積 ●●●m²の内●●●m²

合計 ●●●m²

区分 民地

契約内容 無償交換

目的 ●● ●●が、自社所有地に開設するキャンプ場に町道から出入りするための通路及び駐車場として

種地区分 第2種農地

転用計画の内容

通路 ●●●m²

駐車場●●●m²

合計 ●●●m²

所有者 ●● ●●

転用者 ●● ●●

申請理由 ●● ●●が、自社所有地に開設するキャンプ場に町道から出入りするための通路及び利用客用駐車場を設置するため転用する。

期間 許可の日から永年

番号1について補足説明をいたします。

●●県●●市の●●●、この会社は故●●氏の土地の上側に別荘を所有しておりますが、この会社が●●氏より購入した土地でキャンプ場開設を計画しており、その土地から町道に出るためには、●●氏の●●の一部を通るのが最短距離であり、●●氏と協議を行い、農地転用により●●氏の●●が減少する部分については、●●に隣接する●●●所有の●● (●●-●●) と同じ面積で交換することで合意しました

このため土地の取得費用はかからないということになります。

当該地は農業振興地域の白地で、他の農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地のため第2種農地に該当します。

第2種農地の転用の場合、他に代替地が無かったかを検討し、当該地以外に代替地が無い場合に転用が認められます。

本件は、キャンプ場から最短距離で町道に出るためには、●●●と町道との高低差が小さい●●氏の●●の一部を通る以外ないため、当該地以外に代替地は無いと判断されます。

●●氏から取得する土地は、町道に出るための通路の一部として土地

を造成し、キャンプ場利用者のための●区画分の駐車場も設置する計画で、事業費は●●●円で全額自己資金で行い、提出された残高証明では十分な残高があることを確認しております。

本件は、北海道農業会議への意見聴取は必要となりますが、北海道農業会議より事務手続きの迅速化を図るため、農業委員会において、「北海道農業会議への意見聴取を行う」「当該転用事案の整理（農地区分の判断や立地基準・一般基準の確認）」「農業委員会及び農業会議の判断が「許可相当」で一致した場合に限り、会長専決で許可書を交付する」等、あらかじめ議決しておくことで1度の総会で許可書の交付手続きを可能とする判断が示されておりますので、そのように取扱したいと思っております。長くなりましたが、説明は以上です。

議長 清水 俊一

ただいま事務局長が説明をいたしました、農地法第5条の規定による許可申請については、現地調査を行って決定するものですが、先程全員で現地調査を確認しておりますので、農地法第5条の規定による許可申請についてご意見、ご質問を受けたいと思っております。

—————「ありません」という声あり —————

特に発言がなければ、農地法第5条の規定による許可申請について北海道農業会議に意見聴取を行い、意見聴取の結果「許可相当」と回答があった場合は、会長専決で許可書を交付することにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声多数 —————

ご異議なしと認め、原案のとおり決定を致します。

次に日程第4の内、議案第3号、土地現況証明願いについてを議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

議案第3号、土地現況証明願いについてを説明。

1	所在地番	壮瞥町字●●●●	公簿地目	●●	●●●	m ²
		字●●●●		●●	●●●	m ²
		字●●●●		●●	●●●	m ²

計 ●●●m²

現況 農地採草放牧地以外
区分 民地
利用状況 ●●
願出人 ●● ●●
願出理由 地目変更
現地調査 令和●年●●月●●日

2 所在地番 壮警町字●●●● 公簿地目 ● ●●●m²
計 ●●●m²

現況 農地採草放牧地以外
区分 民地
利用状況 ●●
願出人 ●● ●●
願出理由 地目変更
現地調査 令和●年●●月●●日

3 所在地番 壮警町字●●●● 公簿地目 ● ●●●m²
計 ●●●m²

現況 農地採草放牧地以外
区分 民地
利用状況 ●●
願出人 ●● ●●
願出理由 地目変更
現地調査 令和●年●●月●●日

4 所在地番 壮警町字●●●● 公簿地目 ● ●●●m²
計 ●●●m²

現況 農地採草放牧地以外
区分 民地
利用状況 ●●
願出人 ●● ●●
願出理由 地目変更
現地調査 令和●年●●月●●日

番号1から4について補足説明をいたします。

願出人の希望につきましては、番号1は3筆全て「●●」へ、番号2は「●●」へ、番号3は「●●」へ、番号4は「●●」への変更となつ

ております。

また、議案の後ろに図面等を添付しておりますので、併せてご覧ください。説明は以上です。

議長 清水 俊一

ただいま事務局長が説明をいたしました土地現況証明願いについて審議するわけですが、土地現況証明は現地調査によって決定するものですが、番号3と番号4については先程全員で現地を確認しております。

なお、番号1については令和●●年●●月●●日に、番号2については、令和●●年●●月●●日に、地区担当委員3人で現地調査を行っておりますので、番号1と番号2については地区担当委員よりご意見をいただいて現地調査に代えさせていただきたいのですけれど、そのことについてよろしいでしょうか。

—————「異議なし」という声あり—————

それでは番号1、字●●-●他2筆について、代表して松本委員からご意見をいただきます。

7番 松本委員

7番松本です。この案件につきましては、●●月●●日に清水会長と堀口委員と私で現地を確認しております。申請者からは、3筆全て●●に変更したいとの出願です。現地については、以前は採草地でしたが、永年利用していないため雑草が生い茂り、農地として再び活用をすることは、難しい土地条件であると確認されました。私たち農業委員としては、3筆全て●●に転用して、将来何か土地の活用が可能になればと願いながら、申請者が提出しています出願のとおり許可することが相当と思います。

議長 清水 俊一

ただいま松本委員から、現況は農地・採草放牧地以外で、利用状況は3筆全て「●●」との意見がありましたが、他にご意見はございませんか。

—————「異議なし」という声あり—————

特に発言がなければ、番号1は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—————「ありません」という声あり—————

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に番号2、字●●-●●について、代表して木村委員からご意見をいただきます。

5番 木村委員

5番木村です。この案件につきましては、●●月●日に岩倉委員と畠山委員と私で現地を確認しております。申請者からは、●●に変更したいとの出願です。現地については、の●前と後側を町道が通っている三角地で、面積も●●●㎡と小さいのと、●の横と向かい側には住宅があり、防除や機械を使用するの耕作は、農薬飛散や騒音等の問題で厳しいと判断し、農地として再び活用をすることは、難しい土地条件であると確認されました。私たち農業委員としては、●●に転用して将来何か土地の活用が可能になればと願いながら、申請者が提出しています出願のとおり許可することが相当と思います。

議長 清水 俊一

ただいま木村委員から、現況は農地・採草放牧地以外で、利用状況は「●●」との意見がありましたが、他にご意見はございませんか。

—————「ありません」という声あり—————

特に発言がなければ、番号2は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声あり—————

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に番号3についてですが、先程説明したとおり全員で現地を確認しておりますので、ご意見、ご質問を受けたいと思います。

—————「ありません」という声あり—————

特に発言がなければ、番号3は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声あり—————

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に番号4についてですが、先程説明したとおり全員で現地を確認しておりますので、ご意見、ご質問を受けたいと思います。なにかございませんか。

—————「ありません」という声あり—————

特に発言がなければ、番号4は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声あり—————

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に日程第4の内、議案第4号、農地法第4条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請書についてを議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

議案に添付の農地転用許可後の事業計画変更承認申請書をご覧ください。

本件は●月の農業委員会総会で許可した案件ですが、事業者の●●氏より、牛舎の鉄骨納入業者より●●市の半導体製造工場の工場の影響で、鉄骨の納品が令和6年1月下旬頃になるとの連絡があったので、建設業者に相談をしたところ、冬期間は積雪、凍結のため工事を施工できないため、雪どけを待って工事を施工すると言われたとの事です。

既に●●は金融機関からの融資の決定を受け、工事契約も締結しているため、転用期間の終期を当初の令和●年●●月●●日までを令和●年●●月●●日まで延長することについて、審議していただきたいと思っております。

なお、北海道農業会議に確認したところ、事業計画変更承認申請については、農業会議への届出や意見聴取は必要なく、農業委員会総会で承認の可否について決議すれば良いとの事です。

また、転用期間の終期の延長以外の事業内容等については、変更はありませんので申し添えます。説明は以上です。

議長 清水 俊一

ただいま事務局長が説明をいたしました内容についてご意見、ご質問を受けたいと思います。

————— 「ありません」という声あり —————

特に発言がなければ、農地法第4条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請書について、当初の転用期間の終期である令和●年●●月●●日までを、令和●年●●月●●日までに変更することについて、ご異議ございませんか。

————— 「異議なし」という声あり —————

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
本日附議された案件は全部終了いたしました。